

要配慮個人情報が記載された文書の誤送付について

要配慮個人情報が記載された文書について、送付すべきがん検診精密検査協力医療機関（以下「がん検診協力医療機関」という。）とは別のがん検診協力医療機関に誤送付する事案が発生しましたので、次のとおりお知らせします。

本件につきましては、関係する皆様にご迷惑をおかけし、おわび申し上げます。

1 発覚日時

令和7年6月9日（月）午前10時頃

2 事案の内容及び経過

令和7年6月4日（水）に、要配慮個人情報が記載された文書であるがん検診医療機関別精密検査個人票等未提出名簿を、がん検診協力医療機関Aに送付すべきところ、がん検診協力医療機関Bに送付したものです。

同月9日（月）に、がん検診協力医療機関Bより連絡を受け、確認したところ、誤って送付していたことが発覚したため、同日に当該文書を回収するとともにがん検診協力医療機関Aに送付しました。

同年12月24日（水）に、市の内部統制制度における確認において、本事案が要配慮個人情報が記載された文書の誤送付としての事務処理誤りと判断しました。

3 対応

文書に要配慮個人情報が記載されていた対象者の16名に対して、事情をご説明し、お詫びをします。なお、本事案に関しましては、令和7年12月25日（木）付で個人情報保護委員会に報告しました。

4 今後の対策等（再発防止策等）

本事案は、要配慮個人情報が記載された文書の送付の際に、送付先の確認が適切に行われていなかったことが原因となります。今後は、当該文書を送付する職員が内容を確認した後、複数の職員により再度確認することを徹底し、再発防止に努めます。

また事案発覚時には、速やかに内部統制制度における確認を実施し、適切に対応してまいります。

お問い合わせ
健康増進課
042-769-8322（直通）
対応責任者 勝又